

【共通】

龍江インター産業団地 分譲案内

□整備コンセプト

“三遠南信自動車道 龍江インターに近接する環境に配慮した自然環境豊かな産業団地”

申込み資格・申込み方法等

1 分譲対象企業

申込みできる企業は、次に掲げる要件をすべて備えた企業(法人に限る)とします。

- (1) 次に掲げる企業のいずれかに該当するもの
 - ア 分譲用地において、製造業及び情報通信業の用に供する建築物（以下「工場等」という。）を建設し、操業する企業
 - イ 分譲用地において、工場等を建設し、賃貸等によって他者に提供する企業
- (2) 工場等の建設及び経営に必要な資力並びに信用を有する企業
- (3) 事業計画及び資金計画が適切で、土地代金を確実に納入できる企業
- (4) 税収及び雇用の面で地元へ貢献できる企業
- (5) 公害防止対策が十分でき、過去に重大な水質事故など、環境に著しい影響を与えたことがない企業
- (6) 役員に暴力団員又は暴力団関係者がいない企業
- (7) 「飯田市暴力団排除条例」を遵守する企業

※ 土地の転売を前提としている場合は分譲できませんので、御注意ください。

2 分譲面積・価額

| 区画番号 | 分譲面積 (㎡) | 分譲単価(円/㎡) | 分譲価格(円) |
|---------------|-------------|-----------|-------------|
| 第1造成地 | 6,203.55 | 8,900 | 55,211,595 |
| 第2造成地 | 14,291.65 | 8,280 | 118,334,862 |
| ※山林等(第2造成地法面) | 10,414.72 | 320 | 3,332,710 |
| 合計 | 30,909.92 | | 176,879,167 |

※山林等(第2造成地法面)は、第二造成地と合わせて取得いただきます。

3 申込み受付

前記2の分譲面積・価額を御覧の上、お申し込みください。

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 令和5年7月3日(月)から令和5年8月31日(木)まで (土・日・祝日を除く。) 受付時間：午前9時から午後5時まで ※受付期間内に申込書を直接お持ちになるか又は郵送してください (8月31日(木)必着)。 |
| 受付時間 | 午前9時から午後5時まで |
| 受付場所 | 飯田市工業課企業立地係 住所 〒395-0001 長野県飯田市座光寺3349-1 電話 0265-22-5644 |

4 申込みに必要な書類

| 必 要 書 類 | 部数 |
|--|----|
| (1) 産業団地譲受申込書 ※申込書様式はホームページからダウンロードしてください。 | 1部 |
| (2) 誓約書 | 1部 |
| (3) 会社の定款 | 1部 |
| (4) 登記簿謄本 | 1部 |
| (5) 印鑑証明 | 1部 |
| (6) 最近2年間の決算報告書 ・貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書 | 1部 |

| | |
|---|----|
| <p>(7) 最近1年間の法人税（国税）の納税証明書 （その1納税額等証明用）</p> <p>・納税していなくても提出してください。この場合、過去5年間のうちに納税している期間があれば、その時の納税証明書も併せて提出してください。</p> | 1部 |
| <p>(8) 工場配置計画図 工場等建物、緑地及び主要施設を示す概略図でも可能</p> | 1部 |
| <p>(9) 会社概要（会社案内、会社組織図、製品カタログ等）</p> | 1部 |
| <p>(10) 製造（製品化）工程の写真</p> | 数枚 |

※ 必要書類は、(1)～(10)までの番号順にA4ファイルに穴を空けてとじ込みインデックスを添付してください。また、表紙及び背表紙には企業名を記入してください。

5 審査項目

(配点：100点)

| |
|--|
| <p>(1) 地域経済活性化に対する貢献度 (20点)</p> <p>(2) 施設の広域性、拠点性 (20点)</p> <p>(3) 経営状況、将来展望 (20点)</p> <p>(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けた取組 (20点)</p> <p>(5) 飯田市の施策の推進 (10点)</p> <p>(6) 災害時の地域貢献への取組 (10点)</p> <p>※合計点数が過半に満たない場合は、分譲企業候補としない。</p> |
|--|

分譲の条件

| | |
|-----------|--|
| 1 売買契約の締結 | <p>譲受人が決定した場合、土地売買契約の仮契約を締結します。その後、直近で開催される飯田市議会で議決を得ることにより、土地売買仮契約は本契約の効力を生じます。</p> <p>※契約締結に要する費用は、譲受人に負担していただきます。</p> |
|-----------|--|

| | |
|-----------------|--|
| 2 所有権移転等の禁止 | 指定用途に供した日から5年間は、土地の所有権の移転、又は第三者への貸し付けを禁じます。 |
| 3 契約違反等に対する措置 | 役員等が暴力団員であると認められるときや当産業団地に建築できない建築物を建設したときなど、売買契約に違反し、飯田市が必要と認めたときは、契約を解除することがあります。 |
| 4 延滞金 | 譲受人が売買代金を期日までに納入されない場合、延滞金が発生します。 |
| 5 土地の引渡し | 所有権移転登記後、飯田市の指定する日に売買土地を現状のまま譲受人に引き渡します。 |
| 6 所有権移転登記及び公租公課 | 土地の所有権移転後、飯田市が所有権移転の登記を法務局に囑託します。 登記に要する登録免許税及び譲渡した土地に係る公租公課（不動産取得税、固定資産税等）は、譲受人の負担となります。 |
| 7 その他説明事項 | 指定期間満了までに契約違反を発見した場合、違約金をお支払いいただきます。 |